

雇児発 1017 第 9 号
平成 28 年 10 月 17 日

文部科学省生涯学習政策局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

平成28年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴府省庁等を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。平成28年度におきましても、別添1「平成28年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11月を「児童虐待防止月間」と定めることといたしますので、貴府省庁等におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配慮をお願いします。

また、平成28年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から7,034作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添1「平成28年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の4に記載のとおり『さしのべて あなたのその手 いちはやく』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、平成28年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴府省庁等並びに関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知の発出に併せ、学校においても児童虐待の早期発見・早期対応等が適切になされるよう、文部科学省から各都道府県教育委員会教育長等に対して別添2の通知が発出されておりますので、今後の取組の参考としていただきますようお願い申し上げます。